

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは令和8年度契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

令和7年12月9日

世田谷区

1 概要

(1) 契約予定件名

保育所等入所、幼児教育・保育の無償化等、及び保育施設等補助金申請
関連業務委託

(2) 目的

世田谷区の保育所入所、幼児教育・保育の無償化・保育料負担軽減補助
に伴う認定・補助金に関する業務、こども誰でも通園制度の認定業務、
保育施設等への補助金申請等の審査を正確かつ迅速、効率的に行うた
め。

(3) 業務内容（総価契約）

- ① 電話対応業務
- ② 交換便・郵送物收受処理
- ③ 電子申請の受付処理
- ④ 各業務におけるデジタル記述の活用
- ⑤ 住所変更者対応業務
- ⑥ 施設等利用給付認定に関する業務
- ⑦ 教育・保育給付認定、保育所等利用申込に関する業務
- ⑧ 現況確認に関する業務
- ⑨ こども誰でも通園制度認定手続きに関する業務
- ⑩ 認可外保育施設利用者あて補助金関連業務（無償化及び負担軽減補助）
ならびに一時預かり利用者負担軽減事業
- ⑪ 私立幼稚園等補助金関連業務
- ⑫ その他の保育所等入所、こども誰でも通園制度認定手続き、無償化及び
負担軽減補助、私立幼稚園等補助金に関する業務については区担当
課と協議のうえ可能な範囲で実施を検討する。
- ⑬ 保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金審査業務
- ⑭ 処遇改善等加算の申請にかかる審査業務

- ⑯ 世田谷区保育士等処遇改善助成金審査業務
 - ⑯ キャリアアップ補助金審査業務
 - ⑯ 認証保育所を対象とする保育料強化事業補助金審査業務
 - ⑯ 認証保育所運営費補助金の設計業務及び審査業務
 - ⑯ 一時預かり事業運営費補助金審査業務
 - ⑯ おでかけひろば・ほっとステイ事業運営費補助金等審査業務
 - ⑯ ファミサポマイスター活動支援給付事業
 - ⑯ その他の施設補助金に関する業務については区担当課と協議のうえ可能な範囲で実施を検討する
 - ⑯ 上記各業務にかかる実施計画の立案、課題の検討・改善策の提案
- (4) 契約期間
- 契約の日（令和8年4月1日予定）から令和11年3月31日まで
- *ただし、契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があり、かつ令和9年度以降の契約については前年度の履行状況が良好であることを契約の条件とする。
- *令和9年度以降の契約について、委託業務の事務量及び必要人数については、その都度協議をする。

2 参加資格

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市長村民税に滞納が無いこと。
- (5) 受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む）していること（証明するものを提出すること）。ただし、取得申請中の場合は、契約日時点で取得を完了していること。
- (6) 令和2年度以降で、官公庁においてシステムデータ入力、申請書類審査及び電話対応業務に関する実績を有していること。
- (7) 「保育所等入所、幼児教育・保育の無償化等、及び保育施設等補助金申請関連業務に係る業務委託事業者審査委員会及び同検討部会審査委員会及び同検討部会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。委員は以下のとおり。

委員長 世田谷区 子ども・若者部長 松本 幸夫
委 員 世田谷区 子ども・若者部 子ども・若者支援課長 寺西 直樹
委 員 世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課長 渡邊 政基

3 提案者の提出者を選定するための基準

本案件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書は、以下の内容ごとに採点方式により評価する。

(1) 業務実施の計画性

- ・業務全体を正確に把握できているか
- ・効率的な実施計画が立てられているか

(2) 管理体制

- ・業務を安定的に遂行できる管理体制が確立されているか

(3) 業務を安定的に遂行する能力

- ・迅速で柔軟な対応ができる業務体制が整えられているか
- ・業務に必要な知識・スキルを習得する研修計画が立てられているか
- ・正確なマニュアルや業務フローを迅速に確立できる仕組みが整っているか
- ・日々の作業の進捗管理について区への報告と連絡調整ができる仕組みが整っているか

(4) リスクとその対処方法

- ・執務場所での情報保護等セキュリティ体制が優れているか

(5) 業務改善の提案能力

- ・効果的な業務改善の提案ができるか

(6) 見積額の妥当性

- ・提案限度額との整合性

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課
住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口
電話 03-5432-1200 FAX 03-5432-1506

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和7年12月9日（火）～令和7年12月22日（月）

- ② 交付場所
上記（1）と同じ
 - ③ 交付方法
上記（1）窓口及び世田谷区ホームページ
ホームページ内検索ページ I D : 2 9 7 7 5
- （3）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
- ① 提出期限
令和7年12月22日（月） 午後5時まで必着
 - ② 提出場所
上記（1）と同じ。
 - ③ 提出方法
持参に限る
質問内容及び回答書は、参加表明者宛に電子メールで送信する。
- （4）提案書、見積書の提出期限並びに提出場所及び方法
- ① 提出期限
令和8年1月30日（金） 午後5時まで必着
 - ② 提出場所
上記（1）と同じ
 - ③ 提出方法
持参に限る

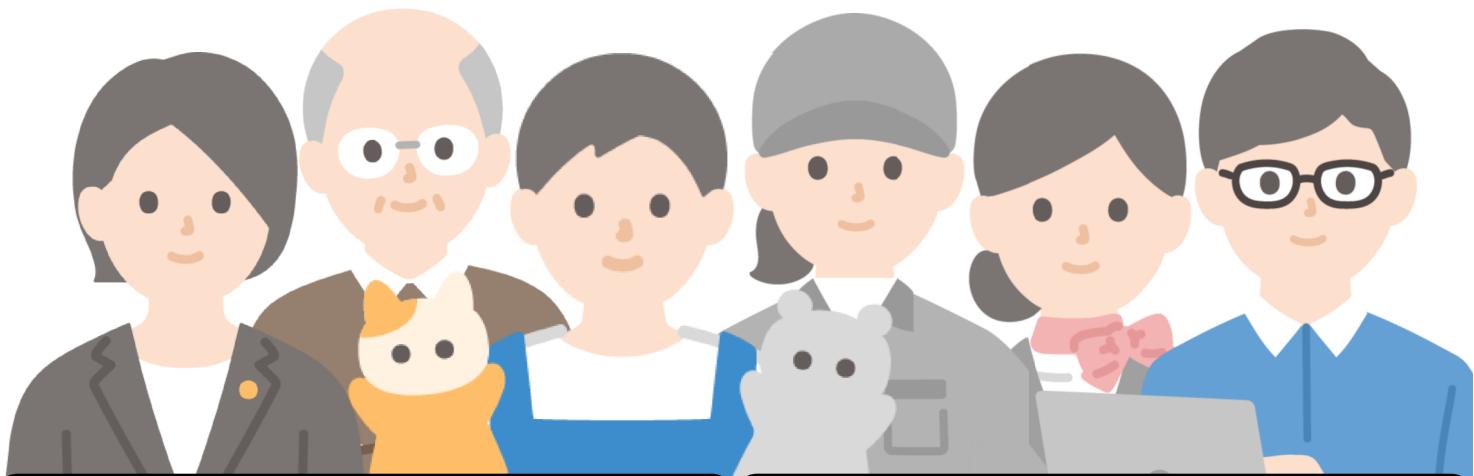
6 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）契約保証金 免除
- （3）契約書作成の要否 要
- （4）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- （5）参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる費用の負担については、世田谷区では一切負担しない。
- （6）参加を表明した者及び提案書を提出した者からの提出物は返却しない。
- （7）本件選定は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区とで仕様調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- （8）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

- (9) 提出された書類に虚偽の記載があることが判明した場合、その者が行なった提案は無効とする。
- (10) 区との契約では単年度で予定価格 2000 万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。
- (11) 詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」が適用されます

【別紙】



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの85%相当額
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件（※）の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《労働条件確認帳票》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めていきます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《労働報酬下限額周知カードの配布》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型わく工	3,188円
普通作業員	2,699円	さく岩工	3,783円	大工	3,060円
軽作業員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左官	3,273円
造園工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配管工	2,869円
法面工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	はつり工	3,039円
とび工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防水工	3,634円
石工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板金工	3,443円
ブロック工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サッシ工	3,230円
電工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内装工	3,326円
鉄筋工	3,284円	高級船員	3,889円	ガラス工	3,177円
鉄骨工	2,975円	普通船員	3,135円	建具工	2,859円
塗装工	3,475円	潜水士	5,015円	ダクト工	2,869円
溶接工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保温工	2,784円
運転手（特殊）	3,071円	潜水送気員	3,560円	設備機械工	2,805円
運転手（一般）	2,508円	山林砂防工	3,262円	交通誘導員A	2,019円
潜かん工	3,730円	軌道工	5,780円	交通誘導員B	1,764円
上記以外の職種					1,460円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。